

長野県立大学三輪キャンパス空調設備及び全熱交換器フィルター 清掃業務仕様書

1 委託業務内容

長野県立大学三輪キャンパスに設置されている空調設備（室内機）及び全熱交換器のフィルター清掃を行う。

2 清掃方法

- (1) 清掃作業は空調設備（室内機）及び全熱交換器を停止させて行う。
- (2) 清掃は、水洗いの後、日陰でよく乾燥させるか、または掃除機による吸引とする。
水洗いの場合は、ろ材損耗を防止するため、もみ洗いをしたり強く絞ったりはしないこと。
- (3) 清掃作業の結果、機能に支障をきたす事項があると判断したときは、原因を究明し、直ちに委託者に通知のうえ、必要な処置を行うものとする。
- (4) 清掃に要する費用は受託者の負担とする。但し、設備の破損、滅失、老朽化による機器の取替に要する経費は除くものとする。

3 委託期間

契約日から令和5年3月30日

清掃作業の実施日時については、委託者と打合せの上決定すること。

4 清掃対象の空調設備・場所

別紙1、別紙2及び別紙3のとおり

5 安全管理

受託者は、作業にあたって、本学学生・教職員、本学への来訪者などに危険が及ばないよう万全の安全対策を講じること。機械等の使用により発生した全ての事件・事故及び損害については、本学は一切その責任を負わないこととする。

6 業務完了報告及び検査

受託者は業務完了後、速やかにその業務の成果に関して報告書を委託者に提出しなければならない。

- (1) 受託者は、前項の報告書の提出があったときは、10日以内または令和5年3月30日のいずれ

れか早い日までに委託者の立ち会いの上でその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。

- (2) 受託者は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、委託者の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。
- (3) 前2項の規定による検査に直接要する費用は受託者の負担とする。

7 その他

- (1) 契約期間中は、契約業務全般を把握している担当者を置き、長野県立大学との連絡調整を行うこと。
- (2) 業務の実施に当たり、作業日程や作業動線などについて長野県立大学と打合せを行うこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、長野県立大学と協議して決定する。
- (4) 交換後1年間を保証期間とし、交換後に初期不良等が発覚した場合等は、速やかに状態を確認のうえ、無償にて交換・修理・調整等を行うこと。